

県立豊岡聴覚特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

本校は、かけがえのない命を大切に、人権を尊重する心を育み、地域から信頼される学校づくりを目指している。全ての幼児児童生徒が心身ともに安全で充実した学校生活を送ることができるよう、家庭と連携しながら全教職員で子どもたちを見守り、いじめを許さない学校づくりに取り組んでいる。

これをさらに推進するため、全教職員によるいじめ防止に向けた指導体制を構築する。いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な方向

本校は、少人数の幼児児童生徒に複数の教員が学級を担当する体制をとっている。個々の幼児児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数で情報共有し、担当幼児児童生徒のわずかな変化に気づき・対応を図っている。また、寄宿舎においては、各指導員が舎生に関わり、変則勤務であっても舎生にかかる情報を確実に引き継いでいる。

保護者とは連絡帳や送迎時の引き渡し等を活用して、連携を密にとりながら、自分の感情や意図を表現することが難しい幼児児童生徒の心理的な反応や行動の変化に気づき、理解するよう心がけている。

いじめについては、「いじめはどの学校でも起こり得る」「人として許される行為ではない」と認識し、幼児児童生徒間の好ましい人間関係を築き、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する取組を実効的に進めるため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者で構成される教育相談、生活指導などの校内組織及び外部の関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が幼児児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて多様な取組を体系的・計画的に行うため、ア) 包括的な取組の方針、イ) いじめの防止のための取組、ウ) 早期発見の在り方、エ) 教職員の資質能力向上を図る校内研修などを含めた年間の指導計画を別に定める。

教職員は「子どもがいるところには教職員がいる」という体制づくりに留意し、幼児児童生徒との信頼関係を築きながら、気軽に相談できる環境整備に励む。また、教職員自らが心通いあう学校づくりを推進し、協力協働体制を構築する。

別紙3 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめを解決するための組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」をいい、いじめを受けた幼児児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に極度に不安定な状況に追い込まれた場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、いじめにより幼児児童生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。ただし、幼児児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し、校長が判断する。

また、幼児児童生徒本人や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態であると判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ問題対応委員会に外部の専門家等を加えて、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

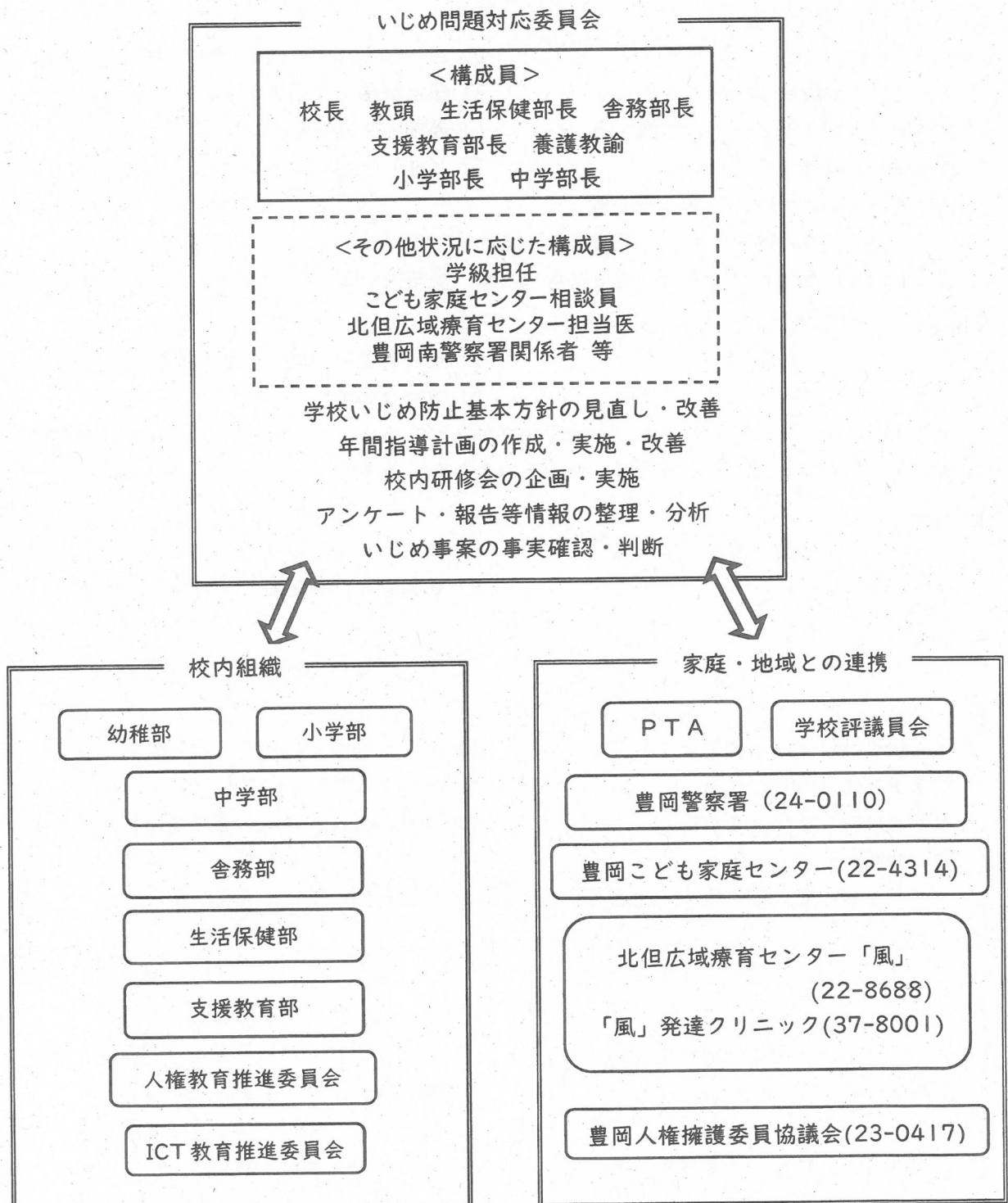
家庭及び地域と連携・協力し、地域に開かれた安全・安心な学校づくりを目指している本校は、これまでも保護者や地域に向けて情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、学校の基本方針については、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問などの機会を通じて本校のいじめ防止等の取組について理解・協力を図る。

また、本基本方針が実情に即して効果的に機能しているかどうかについて、「いじめ問題対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から幼児児童生徒及び保護者の意見を聴取するなど、いじめの防止等について当事者の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどこにでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的に取り組む。
- 2 組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ問題対応委員会」を設置し、本委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図りながら総合的ないじめ対策を行う。
- 3 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、幼児児童生徒の状況や地域の実態に応じて取り組む。

《組織図》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 職員室や保健室付近をうろうろする | |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

●授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い | <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える |
| <input type="checkbox"/> 教室へよく遅れて入ってくる | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする | |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

●昼食時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 好きなものを他の子どもにあげる | <input type="checkbox"/> 机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事量が減っている | <input type="checkbox"/> 意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる |

●清掃時

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 重いもの、汚れた物をもたされることが多い | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
|---|--|

●その他

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 持ち物や机などに落書きをされる | <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> 手や足に擦り傷やあざがある | <input type="checkbox"/> けがの状況と本人の言う理由が一致しない |
| <input type="checkbox"/> 遊び仲間が変わる | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている |
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きがある | <input type="checkbox"/> 携帯電話やネットを気にする |

いじめている子

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対してきつい言葉を使う |
| <input type="checkbox"/> 他の子どもに威嚇する表情をする | <input type="checkbox"/> 認められる場が少ない |

年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	いじめ問題対応委員会 指導方針・計画等 職員会議※1	道徳 自立活動 生徒指導担当者※3 但馬地区・県立特別支援学校 学活	担当者間引継 保護者懇談 個別の教育支援 計画作成等に関 する実態把握
5月	事案発生時、いじめ問題対応委員会		保護者懇談
6月			寄宿舎との連絡会
7月	人権研修会※2		保護者懇談
8月	いじめ問題対応委員会 情報交換・計画修正		家庭訪問 連絡帳 学級※4
9月			
10月			
11月			
12月			保護者懇談
1月			
2月			寄宿舎との連絡会
3月	いじめ問題対応委員会 次年度の計画 課題解決策の検討		保護者懇談 前籍・進学先との引継

職員会議等

- ※1 職員会議：いじめ対応マニュアルの確認・指導方針や指導計画の共通理解
- ※2 人権研修会：子どもの人権に関する研修
 - カウンセリング研修：カウンセラー等専門家によるカウンセリング・マインド研修
 - 自立活動研修会：障害特性に応じた心理的な配慮に関する研修
 - 定例職員会議における児童生徒の情報交換。

未然防止に向けた取組

- ※3 但馬地区・県立特別支援学校生徒指導担当者会：状況説明、情報収集
 - 他校の取組やいじめに関する情報共有
 - 情報モラル授業：中学部を対象とした授業
 - 年間を通し、自立活動や「合わせた指導」、道徳等を活用して人間関係の形成や規範意識、人権意識を高める指導を行うとともに学校行事を通して好ましい人間関係づくりを図る。

早期発見に向けた取組

- ※4 学級：学級ごとの担当者会（週1回）
学部 舍務部
：情報交換（月1回）
 - 個別の教育支援計画等作成にかかる保護者懇談、期末懇談、参観日等を利用した懇談及び毎日の連絡帳を活用した保護者との緊密な情報共有を図る。
 - 年度末や年度当初に担当者間での幼児児童生徒の状況について引継ぐ。
 - 生活実態調査・学期に1回、実態に応じてアンケートを実施。
 - 寄宿舎入舎児童・生徒について担任と寄宿舎指導員による情報交換会

組織的対応

○校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に対応して当たる

